平成２５年（フ）第８４号
千葉県市川市鬼高２丁目２番17号　アドニス中山105号
債務者　岩間　邦夫
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　亨
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４２４号
千葉市中央区白旗２丁目11番11号
債務者　中村　　浩
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大杉　洋平
4　破産債権の届出期間　平成25年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１７６号
石川県白山市湊町カ88番地
債務者　今井　輝家
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬塚　雅文
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２２８号
千葉市緑区おゆみ野３丁目８番地３　ダイアパレスおゆみ野703号
債務者　塚原　俊行
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂口　　靖
4　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３２３号
千葉市若葉区貝塚町372番地１　生活支援集合住宅ふるさと
債務者　宮本　和昌
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　昌秀
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３６３号
千葉市稲毛区園生町232番地27　芙蓉三番館201号
債務者　加納　敏弘
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３３０号
千葉県市原市姉崎1763番地３　伊藤アパート
債務者　根本喜代子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　姉﨑　真人
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
愛知県豊橋市春日町２丁目１番地
債務者　鮨久こと　北川　久司
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地令比等
4　破産債権の届出期間　平成25年７月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市賀露町北２丁目４番14号
債務者　濵本　　進
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　耕平
4　破産債権の届出期間　平成25年６月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月29日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６号
宮城県登米市中田町浅水字上川面224―３、住民票上の住所宮城県気仙沼市本吉町坊の倉246番地72
債務者　千田久仁子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２５年（フ）第２１号
島根県出雲市浜町1863番地グレープタウンＣ―203、前住所島根県出雲市多伎町久村1295番地１久村宮ノ前住宅５
債務者　石飛あかね
1　決定年月日時　平成25年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１０６号
奈良県橿原市土橋町265番地の１　レックスコートオークティ606号室、前住所奈良県橿原市土橋町238番地の16
債務者　菊田まゆみ（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
奈良県葛城市新庄79番地
債務者　更谷　幸代
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
奈良県大和高田市大字奥田429番地２
債務者　吉村　和代
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
奈良県御所市大字小林263　御所市営住宅小林団地31号、住民票上の住所奈良県御所市大字小林263番地
債務者　岩永　　修
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係